

令和7年7月10日 美郷町農業委員会会議録

令和7年7月10日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木 定 廣	9番	高 橋 一 平
2番	継 田 竜 也	10番	深 沢 靖
3番	高 橋 広 樹	11番	齋 藤 美由木
4番	奥 山 秀 治	12番	高 橋 国 広
5番	小 西 嘉 之	14番	加 藤 堅之助
6番	深 田 秋 彦	15番	高 橋 秀 行
7番	山 田 貞 子	16番	細 井 千代文
8番	高 橋 孝 人	17番	高 橋 正 尚

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

13番 佐々木 竜 孝

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	加 藤 隆 輝
農地調整班長	高 橋 絹 子
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

第 1	議事録署名員の指名について	
第 2	議案第 2 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 3	議案第 2 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 4	議案第 2 6 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）

会長 高橋 正尚 午前 9 時 1 4 分本委員会の閉会を告げた。

令和7年7月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和7年7月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時00分
4. 閉 会 午前9時14分
5. 議事録署名委員 14番 加藤 堅之助
15番 高橋 秀行

●議 長 それでは、ただ今から令和7年第7回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。

お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。

●議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、14番、加藤委員、15番、高橋委員を指名します。

●議 長 次に、日程第2、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第24号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【 議案第24号、申請番号57番から申請番号62番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号57番、千畑地区の畑1筆、600㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は県外に引っ越す予定のため、農地を手放したく、また、受人は、現在居住している住宅の痛みが激しく、住居を探していたことから、当該地に隣接する住宅及び宅地とともに取得し、自家野菜を栽培するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号58番、千畑地区の畑2筆、529㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人と申請番号57番の渡人は親子です。渡人は施設入所のため、子の県外転出に伴い売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号59番、六郷地区の田1筆、524㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は県外居住のため農地を手放したく、隣地を耕作している受入へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号60番、仙南地区の田3筆、畑2筆、計11,265㎡、渡人は〇

〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により、県外に居住する娘さん宅への引っ越しを予定しているため、農地を手放したく、近隣を耕作している受入へ譲渡するものです。渡人の希望により対価はありません。

申請番号61番、六郷地区の田1筆、3,848㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請地はこれまでも受入が耕作しておりましたが、当該地に200㎡未満の農業用格納庫の設置をしたく、農地取得後、届出がされる予定です。売買価格は総額〇〇〇円です。

続きまして、使用貸借権です。

申請番号62番、仙南地区の田15筆、畑3筆、計26,738㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は、勤め先の方針で兼業ができないため、これまでも一緒に農業従事をしていた妻へ経営移譲するものです。申請番号57番から申請番号62番までの6件の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第24号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 それではこれより審議を行います。

申請番号57番から申請番号62番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号57番から申請番号62番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号57番から申請番号62番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第2、議案第24号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第25号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【 議案第25号、申請番号3番から申請番号4番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号3番、仙南地区の畑1筆、578㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受入は、これまで農産物の乾燥を外注しておりましたが、農業を効率的に行っていくため、農産物乾燥調製施設の設置を計画しました。申請地周辺の住民が法人の主な構成員になっているため、この地域内で土地を探していたところ、構成員の所有地である当該地が、敷地の広さや交通の便が良いことから選定いたしました。

面積は、農産物乾燥調製施設198.75㎡、駐車スペース、通路、雪捨て場、緩衝地379.25㎡です。総事業費は〇〇〇円で、自己資金及び借入資金です。用地借上経費は年額〇〇〇円です。当該地は農用地区域内農地ですが、農地法第5条第2項ただし書きにあります、「農用地区域内の農地又は採草放牧地につき農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する

農用地利用計画において指定された用途、農業用施設に供するための転用」に該当すると判断しております。この案件につきましては、1 ページに位置図、2 ページに公図、3 ページに参考資料として周辺図、4 ページに配置図、5 ページに平面図、6 ページ、7 ページに立面図を添付しております。

申請番号4番、千畑地区の畑1筆、455㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。申請人は両親と一緒に暮らしておりますが、昨年結婚し、家族が増えたため手狭となったことから、住宅の建築を計画しました。今後、子の誕生も見据えており、子育てへの協力や、将来の親の介護を考慮し、実家の隣接地を選定しました。

面積は、住宅52.99㎡、駐車スペース36㎡、庭70㎡、通路、雪捨て場、緩衝地296.01㎡です。総事業費は〇〇〇円で、全額借入資金です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地等の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して接地されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、8 ページに位置図、9 ページに公図、10 ページに参考資料として周辺図、11 ページに配置図、12 ページに平面図、13 ページに立面図を添付しております。以上です。

●議 長 議案第25号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、転用ですので調査の報告をお願いします。

まずは、申請番号3番から報告をお願いします。

14番委員 申請番号3番について調査のご報告をいたします。

7月5日午前8時半、高橋国広委員、高橋広樹委員とともに現地に赴き、〇〇〇さん、〇〇〇さん立会いのもと、現地を確認し調査いたしましたが、何ら問題がなかったことをご報告いたします。

●議 長 続いて申請番号4番について報告をお願いします。

9番委員 申請番号4番について調査のご報告をいたします。

6月30日午前9時より、会長、職務代理、事務局職員とともに、現地を確認し調査いたしましたが、何ら問題がなかったことをご報告いたします。

●議 長 申請番号3番と申請番号4番の調査の報告が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号3番と申請番号4番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号3番と申請番号4番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号3番と申請番号4番については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第3、議案第25号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に進達します。

●議 長 次に、日程第4、議案第26号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づ

く農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）を上程し議題とします。
議案第26号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【 議案第26号、申請番号230番から申請番号232番までについて議
案書をもとに朗読、説明 】

農地中間管理事業による貸借権の設定です。

申請番号230番、千畑地区の田8筆、6,034㎡、渡人は〇〇〇さん、
受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間
です。

申請番号231番、仙南地区の田7筆、畑1筆、計8,370.59㎡、
渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間
は10年間です。

申請番号232番、六郷地区の田1筆、172㎡、渡人は〇〇〇さん、受
人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は7年1か月間
です。

申請番号230番から申請番号232番までの3件につきましては、農地中
間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているもの
と考えられます。以上です。

●議 長 議案第26号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号230番から申請番号232番までについて質疑を行います。質疑
ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号230番から申請番号232番ま
でについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号230番から申請番号232番ま
でについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第4、議案第26号については原案のとおり許可決定いたしま
す。

●議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。

●議 長 これをもちまして、令和7年第7回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時14分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和7年7月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 加 藤 堅 之 助

議事録署名委員 高 橋 秀 行